



税関申告書 (入国用)
ペルーへようこそ
大統領令第016-2006-EF号



ローマ字でご記入下さい

A. 渡航者または家族の代表者の身分証明

氏名		
旅券／国民身分証／その他 番号	国籍	職業
ペルーにおける滞在先住所 (通り／区／郡)		
居住国における住所		同伴家族の人数
運輸会社名、便名、船名、自動車登録番号		荷物の個数

B. 携行品について (はい いいえ)

1. 米ドルあるいは他国通貨により10,000米ドル相当額を超える現金および (または) 有価証券 (裏面5を参照)
 通貨の種類と金額
 有価証券の種類
2. 文化財、動植物およびその派生品、農薬、獣医用品、飼料など (裏面4を参照)
3. 課税対象品目 (裏面3を参照) または一時持込を希望する品目 (裏面6を参照)。
 「はい」を選択した方は品目について詳細をご記入下さい。

数量	品目の詳細	価額 (米ドル)

申告が義務付けられている品目について不明な点がございましたら、税関職員にお尋ね下さい。

警告: 申告漏れのあった課税対象品目は税関当局が押収します。当該品目の返還のためには、税に加え、当該品目の関税額の50%に相当する罰金を支払わなければなりません。

上記の警告および裏面の記載事項を読み、理解した旨申告します。

署名

日付

1. 税関審査と申告

すべての渡航者はその所持品を含め税関審査を受けることが義務付けられています（大統領令第016-2006-MEF号）。税関当局は、その権限を行使し、渡航者の情報を確認し、携行している荷物を検査できます。

渡航者が両親、配偶者および（または）18歳以下の子女と共に渡航する場合、家長が家族を代表して申告できます。

2. 非課税品目

渡航者が旅行中に当然必要とし、その性質または数量に照らして商業目的でないとみなされる全ての品目は、非課税となります。

渡航者の個人用品:

衣類、装飾品、化粧品、医薬品、スポーツ用品
1点または1式、ヘアドライヤーまたはヘアブラシ1点、電気ひげ剃りまたは電気脱毛器1点(*)

携帯電話1点(*)

・手動式、電動式または電子式のタイプライター1点。携帯型電子計算機1点

渡航者が利用するその他の品目:

- ・管楽器または弦楽器1点
- ・録音機能付きラジオ、CD、磁気テープまたはカセットテープ計20点まで
- ・光学カメラまたはデジタルカメラ1点
- ・プロ仕様ではないビデオカメラ1点(*)、ビデオデジタルディスクの再生機1点
- ・テレビゲーム機器1点
- ・光学フィルム10巻まで。デジタルカメラ用またはテレビゲーム用のメモリー2点まで、但し、これらの機器を携帯する場合に限る。ビデオ録画機のビデオカセット10点まで。テレビゲーム用のデジタルディスク10点まで。
- ・ポケットサイズの電子手帳またはコンピュータ1点(*)。携帯型コンピュータ1点(*)。

タバコおよび酒類: 18歳以上の渡航者は紙巻タバコ20箱、葉巻50本または刻みタバコ250グラムおよび酒類3リットルまで持ち込むことができる。

愛玩動物: 生きた愛玩動物1匹。但し、到着時に農業検疫庁 (SENASA) の認可を取得しなければならない。

障害者または罹病者: 医療および移動に必要な補助用具または器具。

その他の品目: 渡航者が使用または消費するその他の物品および贈答品で、その数量、性質、種類に照らし商業目的でないと認められ、かつ合計300ドル以内。

(*) 7歳以上の場合に限りです。

3. 課税品目

前述の一覧に記載されていないその他の品目については、その数量が渡航1回につき1,000米ドル以下で、年間で3,000米ドル以下の場合、課税価格に対する一律の関税率14%を支払うことにより持ち込み可能です。但し、その数量、性質、種類に照らし商業および工業目的でないと認められる場合に限りです。

4. 制限品目・禁止品目

制限品目（農畜産品、野生の動植物、文化財、武器弾薬など）を持ち込む場合、所轄当局が発行する許可が必要となります。出入国の際にこれらの品目の申告漏れがある場合、行政罰および（または）刑事罰が課されることがあります。禁止品目は、渡航者の荷物とは認められない古着または古靴、「ピスコ」名の外国製飲料などで、没収の対象となります。

5. 現金および（または）有価証券の申告義務

米ドルあるいは他国通貨により10,000米ドル相当額を超える現金および（または）有価証券について申告が義務付けられています。この申告漏れがあった場合、行政罰および（または）刑事罰が課されることがあります（法律第27693号 金融情報機関設立法第28条および第31条）。そのため、申告確認書を税務監督庁・税関より入手しなければなりません。

6. 一時持込

渡航者は、事前に一時持込・持出申告書を提出し、関税額相当の保証金を預ければ、役務提供を目的に入国した専門家や技術者の職務・活動に必要な道具・機器で、携帯型かつ認識・分別可能なものについては、最大12ヶ月まで一時的に非課税で持ち込むことができます。また、非居住の渡航者は、個人使用を目的としたスポーツ用品およびアドベンチャー型観光にかかる活動のための物品・機器を保証金なしで一時的に持ち込むことができます。